

ハイライト:

- ・インボイス制度について解説を行います。
- ・退職所得の受給に関する申告書の様式が変わります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
インボイス制度について	1
退職所得の受給に関する申告書の様式が変わります	2

年末のせわしなさを感じる時期となりましたが、まだコロナウイルスの感染状況には予断を許さない状況です。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、インボイス制度及び退職所得の受給に関する申告書様式改正について取上げます。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

インボイス制度について

令和5年10月からインボイス制度が開始することに伴い、令和3年10月からインボイス発行事業者となるための登録申請が開始されました。今回はこのインボイス制度について解説を行います。

・インボイス(適格請求書)とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり(ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。)、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

株〇〇御中		⑥ 請求書
××年 11 月分		
11/1	牛肉 ※	5,400 円
11/2	小麦粉 ※	2,160 円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600 円
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円
(10%対象 40,000 円)		うち消費税 7,200 円
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 4,000 円
		消費税 3,200 円
		△△(株)
①		登録番号 T1234567890123

< 出典: 国税庁HP >

適格簡易請求書とは、小売、飲食、タクシー等、不特定多数の者を取引相手とする事業者が発行出来る請求書です。太字が新たに記載が必要となる項目です。

・インボイス制度上の留意点

< 売り手側 >

買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければならず、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

< 買い手側 >

仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

・インボイス発行事業者となるには

税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。令和5年10月からの制度開始時に発行事業者となりたい場合は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

免税事業者であっても、インボイスの発行事業者となった場合は、消費税の申告・納税義務を負うこととなります。よって、基準期間(当該事業年度の前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、インボイス発行事業者は免税事業者に自動的にならず、登録の取りやめ申請を、取りやめたい事業年度の開始30日より前に提出しなければなりません。

・買い手側が帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるケース

請求書等の交付を受けることが困難な以下の場合、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。現在適用されている3万円未満の課税仕入れで、帳簿保存のみで仕入税額控除が認められている措置は廃止されます。

適格請求書の交付義務が免除される、公共交通機関の運送、自動販売機での取引等
適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限ります。)を購入する取引
従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、下表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

**インボイスの発行事業者登録申請はすでに開始しています。
お済みでない場合はお早めに行ってください！！**

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

退職所得の受給に関する申告書の様式が変わります

令和3年度税制改正の内容を受け、退職所得の受給に関する申告書の様式が変わります(改正の内容については第85号(個人様向け)退職所得課税の見直しをご覧ください)。令和4年1月1日以降の退職については下記の様式となりますのでご注意ください。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/2801h331-3.pdf>

**令和4年4月1日から、中小企業にもパワハラ対策が義務化されます。
周知・啓発等が必要となりますので、ご確認ください。**

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000657100.pdf>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamur-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp